

議案第 52 号

令和 8 年度貝塚市一般会計補正予算（第 3 号）の件

令和 8 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 3 , 2 1 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 , 9 2 4 , 4 3 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

貝塚市長 牛尾 治朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,811,795	140,981	8,952,776
	2. 国庫補助金	1,331,395	140,981	1,472,376
15. 府支出金		3,541,459	250	3,541,709
	2. 府補助金	848,930	250	849,180
17. 寄附金		905,510	440	905,950
	1. 寄附金	905,510	440	905,950
18. 繰入金		3,138,356	87,461	3,225,817
	1. 特別会計繰入金	31,964	2,478	34,442
	2. 基金繰入金	3,103,892	84,983	3,188,875
19. 繰越金		100	47,461	47,561
	1. 繰越金	100	47,461	47,561
20. 諸収入		743,299	826	744,125
	5. 雑入	282,542	826	283,368
21. 市債		2,304,200	15,800	2,320,000
	1. 市債	2,304,200	15,800	2,320,000
歳 入 合 計		42,631,217	293,219	42,924,436

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		6,044,811	66,538	6,111,349
	1. 総務管理費	5,287,809	66,538	5,354,347
3. 民生費		20,576,678	8,560	20,585,238
	1. 社会福祉費	8,235,818	2,640	8,238,458
	2. 児童福祉費	8,690,178	5,920	8,696,098
4. 衛生費		4,071,342	21,082	4,092,424
	1. 保健衛生費	1,040,660	21,082	1,061,742
6. 農林水産業費		229,031	9,193	238,224
	1. 農業費	209,282	9,193	218,475
7. 商工費		276,468	107,950	384,418
	1. 商工費	276,468	107,950	384,418
8. 土木費		3,361,902	1,000	3,362,902
	5. 都市計画費	1,968,220	1,000	1,969,220
10. 教育費		3,451,347	54,896	3,506,243
	5. 社会教育費	696,916	49,700	746,616
	6. 保健体育費	184,908	5,196	190,104
12. 諸支出金		13,063	24,000	37,063
	3. 財政調整基金	5,208	24,000	29,208
歳 出	合 計	42,631,217	293,219	42,924,436

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	市民文化会館施設整備事業	80,907
10. 教育費	5. 社会教育費	山手施設整備事業	53,705

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
岸和田市貝塚市 斎場施設整備事業	千円 377,400	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府 その他	年以内 30	年以内 5	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 393,200	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
起債合計	2,304,200									2,320,000								